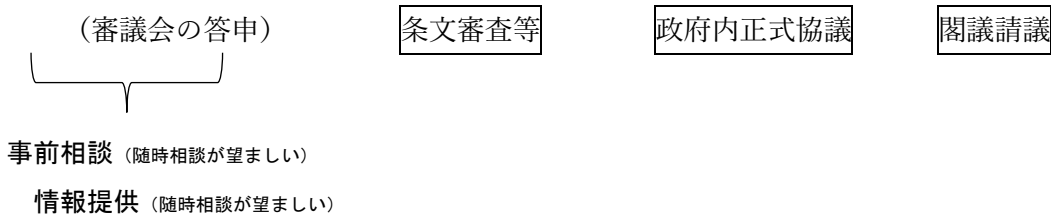


(参考2)

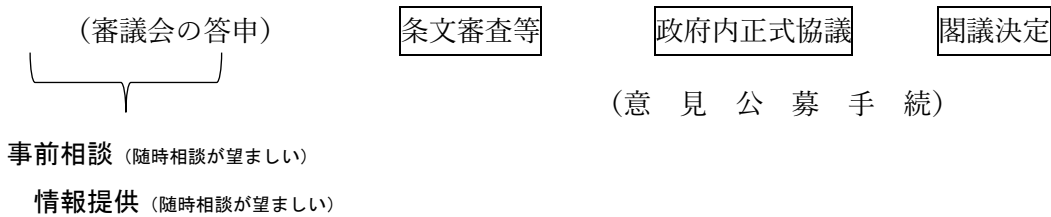
事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）

具体のスケジュールはケースにより異なるが、条文案・決定案の変更可能なできる限り早期から内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供を行うことが望ましい。

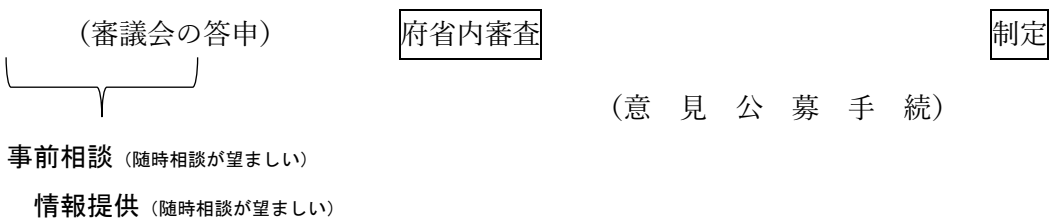
<法律案>



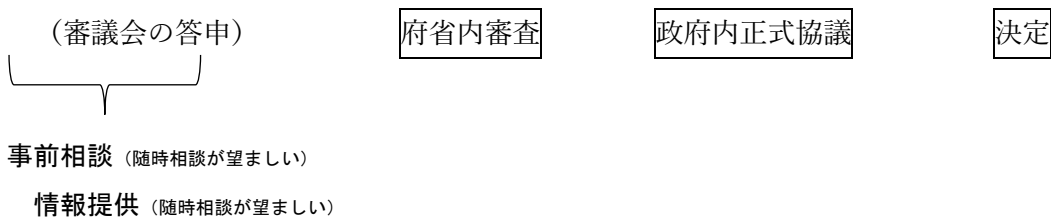
<政令案>



<省令・告示により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



<閣議決定により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



(参考3)

市町村の多様性

○人口

町村 170人～52,935人

市区 2,916人～3,755,793人

出典：住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

○面積 3.47km² ～ 2,177.61km²

出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）

○職員数（普通会計）

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）

町村 14人～389人

市区 106人～38,394人

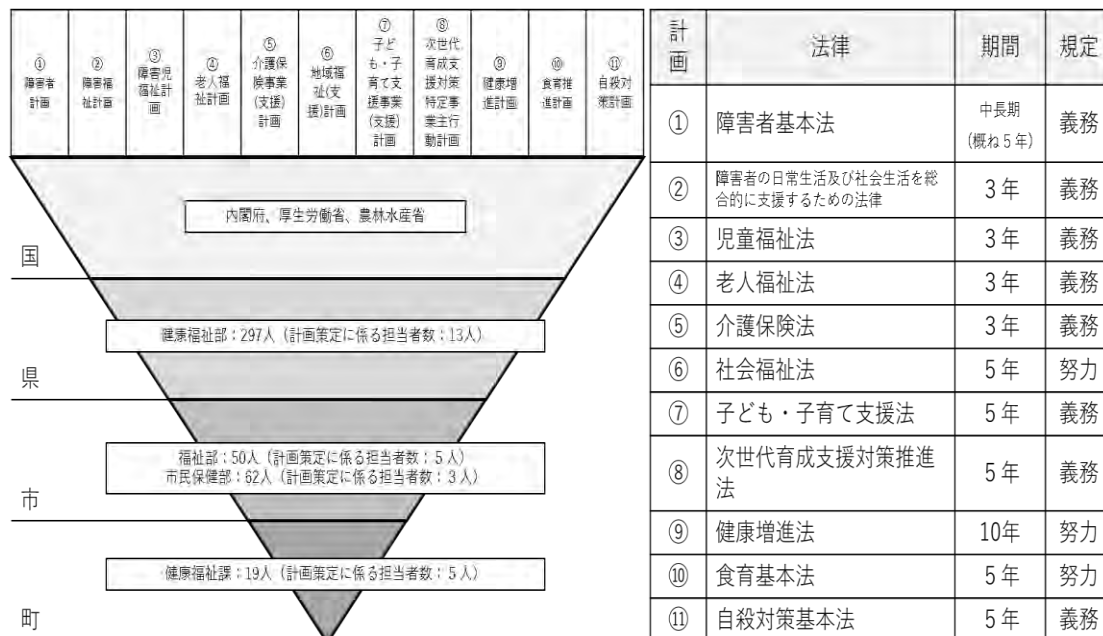
○職員数が小規模な5団体の首長部局の組織

出所：各村HPから

A村	B村	C村	D村	E村
<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・住民課 ・産業建設課 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・住民課 ・産業課 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・産業課 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策室 ・総務課 ・保健福祉センター ・産業振興課 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・住民課 ・環境建設課

○地方の負担

逆三角形の構造（平均的な規模な県・市・町におけるイメージ）



職員数が小規模な町村

東京都御蔵島村	14
長野県平谷村	15
長野県売木村	16
東京都青ヶ島村	20
新潟県粟島浦村	20
山梨県小菅村	20
和歌山県北山村	20
高知県大川村	21
沖縄県渡名喜村	21
山梨県丹波山村	24
東京都利島村	26
沖縄県座間味村	26
奈良県野迫川村	27
富山県舟橋村	28
長野県根羽村	28
島根県知夫村	29
山梨県道志村	30
長野県泰阜村	31
岡山県新庄村	31
沖縄県粟国村	31

職員数が大規模な一般市・区

東京都世田谷区	5,331
東京都練馬区	4,231
東京都大田区	4,098
千葉県船橋市	3,893
鹿児島県鹿児島市	3,853
兵庫県姫路市	3,686
東京都江戸川区	3,542
東京都板橋区	3,514
埼玉県川口市	3,508
東京都杉並区	3,407
東京都足立区	3,367
兵庫県西宮市	3,287
愛知県豊田市	3,158
香川県高松市	3,068
大分県大分市	3,045
富山県富山市	2,996
岡山県倉敷市	2,986
愛媛県松山市	2,977
栃木県宇都宮市	2,973
千葉県市川市	2,967

職員数が小規模な市区

(単位 人)

北海道歌志内市	106
北海道赤平市	129
北海道夕張市	135
石川県羽咋市	145
岐阜県美濃市	155
三重県尾鷲市	161
北海道留萌市	175
鹿児島県西之表市	175
北海道三笠市	176
富山県滑川市	178
京都府宮津市	178
新潟県加茂市	187
北海道芦別市	188
佐賀県多久市	188
大分県津久見市	189
石川県珠洲市	190
北海道砂川市	193
鹿児島県阿久根市	193
茨城県潮来市	197
福岡県豊前市	197

職員数が大規模な指定都市

横浜市	38,394
大阪市	33,276
名古屋市	28,461
札幌市	19,435
神戸市	18,898
京都市	17,339
川崎市	16,124
福岡市	15,904
広島市	14,340
さいたま市	13,857
仙台市	12,174
北九州市	11,564
千葉市	10,537
堺市	9,705
新潟市	9,480
熊本市	8,988
浜松市	8,681
岡山市	8,378
静岡市	7,880
相模原市	7,744

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（4月1日現在）

(参考4)

地方公共団体の総合計画

1 改正前の地方自治法の関連規定

<都道府県> ※昭和31年改正で規定

旧地方自治法第2条第6項 都道府県は、・・・概ね次のような・・・ものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定・・・等で広域にわたる事務に関すること。

<市町村> ※昭和44年改正で規定

旧地方自治法第2条第5項（その後4項） 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 昭和41年「市町村計画策定方法研究報告」

「市町村計画は、・・・

- ①基本構想—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ②基本計画—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ③実施計画—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの

の3段階に区分して作成することが適当である。」

(参考5)

都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの
(法定計画・通知等による計画)

出典：計画策定に関する調査結果（令和3年5月全国知事会
地方分権推進特別委員会 地方分権改革推進WT）

○子ども・若者分野

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・母子保健計画 ・都道府県貧困対策計画

○環境分野

- ・地域気候変動適応計画 ・地方公共団体（温室効果ガス排出削減等）実行計画
- ・環境保全活動等行動計画 ・都道府県廃棄物処理計画
- ・都道府県食品ロス削減推進計画

○介護分野

- ・都道府県老人福祉計画 ・都道府県介護保険事業支援計画 ・介護給付適正化計画

○障害分野

- ・都道府県障害者計画 ・都道府県障害福祉計画 ・都道府県障害児福祉計画
- ・工賃向上計画

○医療分野

- ・都道府県医療計画 ・都道府県健康増進計画 ・都道府県感染症予防計画
- ・都道府県肝炎対策推進計画

○教育分野

- ・教育大綱 ・都道府県教育振興基本計画 ・学校安全計画